

## 法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

### 【事例】

1. 株式会社 P は、調理器具の製造・販売を業としており、株券発行会社であって種類株式発行会社ではない。P 社の発行済株式総数は 2 万株である。P 社の定款には、株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の定めはない。
2. 2017 年 2 月 1 日、B は保有していた P 社株式 100 株をすべて C に譲渡した。同月 14 日、D は保有していた P 社株式 200 株をすべて E に譲渡した。なお、B から C に対する P 社株式の譲渡、および D から E に対する P 社株式の譲渡のいずれについても、譲渡の日に株券が交付され、譲渡の効力が発生した。
3. 同年 4 月上旬、P 社は同年 6 月 22 日に定時株主総会（以下「本件総会」という。）を開催することを決定し、本件総会の準備を始めた。なお、P 社の定款には、毎年 3 月 31 日を定時株主総会における議決権行使の基準日とする旨の定めがおかかれている。
4. 2017 年 5 月中旬、本件総会に、P 社の株主である著名な投資家 F が出席することを聞きつけた C および E は、本件総会への出席を希望したが、C・E ともに株主名簿の名義書換請求をしておらず、P 社の株主名簿上は B および D が株主として記載されていた。
5. 本件総会への出席を諦めきれない C および E は、P 社の代表取締役である A に対して、保有している P 社株式にかかる株券を提示し、P 社の株主であることを主張して、定時株主総会への出席を認めるよう強く要求した。これを受けた A は、古くからの友人である C の主張を受け入れ、C が保有する P 社株式については株主名簿上の株主である B に対してではなく、C に対して本件総会の招集通知を送付するよう P 社の従業員に指示した。他方で、E に対しては、株主名簿の書換えがされていないとして、本件総会への出席は認められないと返答した。
6. 同年 6 月 7 日、P 社は本件総会の招集通知を株主に送付した。招集通知を受け取った C は、本件総会に出席して議決権を行使した。E が保有する P 社株式については、株主名簿上の株主である D に対して招集通知が送付されたが、D は本件総会に出席しなかった。

### 【設問】

2017 年 7 月 4 日、P 社株主の X は、E から、C が本件総会に出席した経緯、および E が本件総会に出席できなかったことを聞いた。そこで、X は、C に、本件総会における議決権行使を認めた一方で、E には本件総会への出席を認めなかつたことは違法であり、本件総会において成立した決議（以下「本件決議」という。）には瑕疵があると考へた。同日の時点で、X が、本件決議の効力を争うためには、どのような手段によるべきか、また、X の請求は認められるか、答えなさい。

〔第2問〕 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。(配点20点)

【設問1】

会社法462条3項が、同条1項が定める業務執行者等の支払義務について、総株主の同意がある場合であっても、全額の免除を認めていないのはなぜか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】

会社法361条4項が、取締役に対して、株主総会において「相当とする理由」を説明する義務を課しているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。